

令和2年6月18日

氷見市長 林正之 様

要 望 書

泊地区自治会

区長 出崎栄一



目 次

1. 「付近急傾斜擁壁部の崩落対応（根本対策）」（昨年度 要望に同じ）	3
2. 「避難経路の増設」	6

要望事項；1

「宅付近急傾斜擁壁部の崩落対応（根本対策）」

1. 要望理由と現状

- (1) 平成 30 年 1 月 12 日早朝頃； 宅前崖崩落&雑木倒壊があった。
翌日、倒木については、県土木により処理をして頂きました。（写真上）
- (2) 平成 30 年 12 月 16、17 日には、破損した防護ネット柵の補修工事及び
周囲の雑木の伐採をして頂きました。（写真下）



2. 具体的な要望事項

具体的な要望事項について、以下に、さんの要望書を添付します。

平成 30 年 11 月 27 日には、氷見市、同市議、及び地区役員とで現地確認を行いました。過日（令和 2 年 5 月 26 日）、県土木氷見事務所に要望に上がった折、「氷見市からは話が上がってない」とのことでした。早急に、市からのプッシュが必要とのことであり、市からの対応をお願いいたします。

平成 31 年 2 月 20 日

氷見市建設課課長殿

氷見市泊地区

自宅周辺危険個所に関する要望について

1. 自宅周辺川の荒廃、氾濫について

土砂災害特別警戒区域に指定されている自宅周辺の川の上流付近は竹木が茂っており、平成 30 年冬の豪雪で倒れ、川を塞いだ状態となりました。川自体も荒廃が進んでいて、岩石の堆積、漏水（支流状態）状態となっています。また、短時間集中豪雨時には水量が一気に溢れ、市道にも流れ出すこともあります、生活に支障きたしています。生活している上で、豪雨時、豪雪時、また、台風の接近時には非常に心配しています。これらの自然の災害は毎年繰り返されることであり、夜も眠れないと言ったことを繰り返しています。

2. 自宅周辺雑木、土砂の崩落の危険性について

平成 30 年 1 月 12 日に発生した自宅前倒木時には、急傾斜地斜面上に生えていた大木が土砂とともに崩落し、急傾斜防御柵を破壊し、庭や市道を直撃しました。あわや、家屋や納屋を直撃しそうな状況でしたが、幸いにも、ここまで至ることがありませんでした。しかし、納屋上方斜面上部にはいまだに倒木がそのままの状態となっていたり、大木が残っていたりしております、次に、この付近で土砂崩れ、等があった場合には、ここを直撃しかねません。

3. 自宅後方部の土砂の陥没、崖崩れの恐れについて

自宅後においては、雨水などが伏流したりして、土砂の陥没や崖崩れを起こしている個所があり、それに伴い、倒木や倒木の恐れがある雑木等があり、これも、短時間集中豪雨時、豪雪時、また、台風の接近時いつ何時、崩落してくるかといった危険な状態にあります。

4. 具体的な要望について

昨年末には、市役所、松原市議、地区役員同行の元、現地確認して頂きました。一刻も早く、生活の不安を一掃すべく、早急な対応策を具体化して頂きますようお願い致します。

※ 添付資料；周辺写真等参照願います。

川の渦流、氾濫（平成 30 年撮影）



川への岩石の堆積、川の荒廃（平成 30 年撮影）



土砂の陥没、崖崩れ（平成 30 年撮影）



要望事項；2

「瀬間田地内 避難経路の確保、増設」

1. 要望理由と現状

- 1) 薮田三地区では、毎年、「津波避難訓練」を行っています。しかし、瀬間田地区では、国道沿いに住む高齢者を中心に、避難場所に辿り着くのに10分以上も掛かっている方がいて、想定されている地震（＊富山県の津波シミュレーション調査において、当地区にもっとも大きな影響を与える地震は「呉羽山断層帯地震、津波」と「糸魚川沖断層が連動する地震、津波」が想定されています。参考資料：出所；富山県防災危機管理課、読売新聞）では、津波の速さから、「逃げ遅れ」ということにもなりえます。
- 2) これらのうち、最大津波高は氷見市では「呉羽山断層帯地震、津波」で3.9m、「糸魚川沖断層が連動する地震、津波」で4.6mと想定されています。また、これらの津波が沿岸部に到達する時間は2～5分といわれています。
- 3) 多くの方には、訓練のため、事前に、心の準備、等が出来ていることから、実際よりは早く避難したことは理解できますが、訓練時に於いて、避難するのに10分も掛かっていたとなると、津波の到達時間の速さから、「逃げ遅れ」ということにもなりえます。
- 4) そこで、添付の写真11で示す旧の階段付近を改修して頂き、添付写真10で示すような「避難階段、避難場所」を整備して頂きたい。

2. 具体的な要望事項

この件につきましても、過日（令和2年5月26日）、県土木氷見事務所に要望に上がった折、「氷見市からの相談がない」とのことでした。早急に、市からのプッシュが必要とのことであり、市からの対応をお願いいたします。

一方、現在の避難場所を含めて、県土木氷見事務所からは、「急傾斜工事区間に指定避難場所があることは問題ではないのか？」との疑問が提示されました。

（＊注記；過年度より、当施設（急傾斜よう壁上部道路）を、氷見市の指定緊急避難場所に指定しております）この件につきましても、回答願います。

写真 10 急傾斜擁壁部における階段の設置例（令和元年 4 月撮影）



写真 11 急傾斜擁壁部の旧階段及び改修避難経路設置希望付近（令和 2 年 2 月撮影）

